

## 京都市伝統産業生産力向上支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、供給体制の確立や新たな事業展開等に向けて、伝統産業製品等又はその材料等の製造・加工に従事する者が取り組む設備等の改修等（以下「設備改修等」という。）に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 伝統産業 伝統的な技術及び技法を用いて、日本の伝統的な文化及び生活様式に密接に結び付いている製品その他の物（以下「伝統産業製品等」という。）を作り出す産業のうち、本市の区域内において、本市が指定する伝統産業製品等の企画がされ、かつ、その生産に係る主要な工程が経られるものをいう。
- (2) 材料等 伝統産業製品等を製造するうえで不可欠な材料及び器具類等の道具、部品をいう。
- (3) 従事者 京都市内に主たる事務所を有する中小企業者（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定するもの）をいう。ただし、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類において飲食サービス業に分類される産業を除く。
- (4) 改修等 改修、更新又は新設をいう。
- (5) 組合等 伝統産業の振興に関する法律に定める特定製造協同組合、販売協同組合、製造協同組合、連携製造協同組合等をいう。

### (交付の対象)

第3条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の内容、対象となる者（以下「補助対象者」という。）及び対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第1に掲げるとおりとする。ただし、補助事業については、法令等に基づく設計及び景観等を満たしたものでなければならない。

### (補助事業の実施期間)

第4条 補助事業の実施期間は、令和5年4月1日から令和6年2月29日までとする。

### (設備の対象)

第5条 補助金交付の対象となる設備（以下「対象設備」という。）については、京都市内で将来にわたって使用する設備等に限るものとする。

### (補助金の額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において申請者数に応じて審査に基づき交付し、別表第1に掲げる額とする。この場合において、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

### (交付の申請)

第7条 条例第9条の規定による申請は、京都市伝統産業生産力向上支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に記載する必要な書類及び京都市伝統産業生産力向上支援事業補助金交付副申書（第2号様式）（以下「交付副申書」という。）を添えて、別に定める日までに提出しなければならない。なお、一補助対象者につき1回までに限る。

2 次の各号に掲げる補助対象者は前項に掲げる交付副申書の提出は不要とする。

- (1) 組合等
- (2) 令和5年度に京都市伝統産業設備改修等補助制度の交付決定を受けている者、かつ同様の申請内容で本補助金に申請する者

### (事前着手)

第8条 当該補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付決定前に事業を実施した場合、補助金の交付

を受けることができない。ただし、やむを得ない事由により、補助金の交付決定前に事業を実施しようとする場合において、事前着手届（第3号様式）を市長に提出したときは、この限りではない。

（標準処理期間）

第9条 市長は、条例第9条の規定による申請が到達してから60日以内に条例第10条各項の決定をするものとする。ただし、申請多数により条例第10条各項の決定に支障をきたすと判断される場合はこの限りではない。

（変更等の承認の申請）

第10条 条例第11条第1項第1号による補助事業等の内容又は経費の配分の変更に係る市長の承認の申請は、京都市伝統産業生産力向上支援事業補助金変更承認申請書（第4号様式）によって行うものとする。

2 条例第11号第1項第1号に規定するあらかじめ市長の承認を受ける必要がない軽微な変更は、次のいずれにも該当する場合とする。

- (1) 補助目的に変更がなく、より効率的な補助目的の達成に役立つと考えられるもの
- (2) 経費配分の変更で、流用額が総事業費の5分の1以内、かつ補助金額の減額割合が当初交付決定額の5分の1以内であるもの

3 条例第11条第1項第2号による補助事業等の中止又は廃止に係る市長の承認の申請は、京都市伝統産業生産力向上支援事業補助金中止・廃止承認申請書（第5号様式）により行うものとする。

（事業完了の届出）

第11条 条例第18条の規定による実績報告は、事業終了後、令和6年2月29日までに京都市伝統産業生産力向上支援事業補助金実績報告書（第6号様式）により、当該報告書に記載する書類を添えて行わなければならない。

（交付の取消等）

第12条 市長は、補助対象者が条例第22条第1項各号又は次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、もしくは交付予定額又は交付額を変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) 令和6年2月29日までに補助事業を完了しなかったとき又は完了する見込みがないとき
- (2) 補助対象者が京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者であることが判明したとき
- (3) 補助対象者が補助事業完了後、条例第31条第1項に規定する財産を第13条に規定する期間が経過する前に処分するとき
- (4) この要綱の規定に違反したとき

2 第10条に規定する補助事業の中止又は廃止の申請があったときは、補助金の交付の決定を取り消すものとする。

3 補助金受給後に、同一事業同一経費で交付を受けた補助金（以下「他補助金」という。）がある場合で、補助対象経費から他補助金額を除いた額に3分の2を乗じた額が既に交付を受けている補助金額を下回ったときは、その差額を返還しなければならない。

（財産の処分の制限）

第13条 条例第31条第1項に規定する市長等が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（昭和53年8月5日通商産業省告示第360号）に準じるものとする。

2 補助金の交付を受けた者が、前項に規定する期間が経過する前に、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分する場合は、京都市伝統産業生産力向上支援事業補助金取得財産等処分承認申請書（第7号様式）を市長へ提出し、市長の承認を得なければならない。

(補助金の概算払)

第14条 補助対象者は、条例第21条第2項の規定による補助金交付予定額の全部又は一部について概算払を受けようとするときは、速やかに京都市伝統産業生産力向上支援事業補助金概算払請求書(第8号様式)を市長に提出しなければならない。

(補則)

第15条 この要綱において別に定めることとされている事項及びこの要綱の施行に関し必要な事項は、産業観光局長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年10月2日から適用する。

別表第1（第3条及び第5条関係）

補助事業の内容	補助対象者	補助対象経費 及び留意事項等	補助金の額
<p>供給体制の確立や新たな事業展開等に向けて取り組む、1台30万円（税抜）以上の費用を要する設備改修等。</p> <p>ただし、1台30万円（税抜）以上の費用を要する設備の改修等であれば、右に定める補助金の額の範囲で、複数台分の申請が可能。</p>	<p>(1)本市が指定する伝統産業製品等を市内で製造する従事者かつ自社に後継者が存在する等、設備改修等後に一定の期間ものづくりに従事する予定がある従事者。</p> <p>(2)本市が指定する伝統産業製品等を製造するうえで不可欠な材料等を、市内で生産する従事者かつ自社に後継者が存在する等、設備改修等後に一定の期間ものづくりに従事する予定がある従事者。</p> <p>(3)本市が指定する伝統産業製品等を市内で製造する従事者を構成員とする組合等。</p> <p>(4)京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。</p>	<p>(1)補助事業を行うに当たり、必要と認められる設計、改修等経費(当該設備を設置するための土地の取得及び賃借に要する費用を除く)が対象。</p> <p>(2)更新する設備については、一般的な仕様による標準的なものとし、特別な仕様が必要な場合は、それを証明すること。</p> <p>(3)やむを得ない場合を除き、市内の事業所に発注するよう努めること。</p>	<p>(1)補助対象経費（国、京都府等による同様の補助金等を受けて実施する事業の場合は、国等の補助金の額を除いた額）の3分の2以内の額（税抜）で200万円を限度とする。</p> <p>(2)ただし、令和5年度に京都市伝統産業設備改修等補助制度の交付決定を受けている者が、同様の申請内容で本補助金に申請する場合、上記(1)により算出した金額から、同補助制度の交付決定額を除く。</p>

京都市伝統産業生産力向上支援事業補助金 交付申請書

(宛先) 京 都 市 長	令和5年 月 日
①申請者の主たる事務所の所在地 〒 (      -      ) 京都市	申請者の名称（屋号）及び代表者名    電話 (      )      -
②対象設備の所在地（①と同じ場合は記載不要） 〒 (      -      ) 京都市	

京都市伝統産業生産力向上支援事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

申請者概要	職 種 (京都市伝統産業指定74品目より選択)			
	加盟組合等名			
	従業員数	人	資本金	円
	担当者名：		日中連絡が取れる電話番号 (      )      -	

以下のとおり申告します。

(該当する部分に☑してください。全ての項目に☑がある方が申請可能です。)

- 申請者は、京都市指定の伝統産業に従事しています。
- 申請者は、京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者ではありません。
- 申請者は、併給禁止の条件のある他の補助金を受給していません。
- 申請者は、市税を滞納していません。
- 同一内容で国や府等に同様の補助金を申請する場合は、本補助金の補助申請額（交付決定済みの場合は交付決定額）を報告します。また、国や府等への申請情報の照会に同意します。
- その他、京都市補助金等の交付等に関する条例及び同条例施行規則並びに京都市伝統産業生産力向上支援事業補助金交付要綱に定める事項に違反しません。
- 補助金交付申請書の記載事項及び関係書類の内容確認に求められた根拠資料を提出しない場合又は記載事項が虚偽であった場合は、補助金を一括返還します。

添付書類	1 (令和5年度伝統産業設備改修等補助制度における補助事業) のみ申請	2 (新たな設備改修等事業) のみ申請 または1・2両方を申請
	<input type="checkbox"/> 京都府、国、その他団体等の補助金に関する交付決定通知書 (写し)	<input type="checkbox"/> 京都市伝統産業生産力向上支援事業補助金交付副申書 (第2号様式) <input type="checkbox"/> 見積書 (写し) <input type="checkbox"/> 対象設備等のパンフレット等 (ある場合) <input type="checkbox"/> 京都府、国、その他団体等の補助金に関する交付決定通知書 (写し) <input type="checkbox"/> その他市長が特に必要と認め指示する書類



(3) 収入

本補助金に申請されている事業で、重複して他の補助金を申請されている場合に、補助金交付（予定）額を記入してください。**本補助金の申請内容以外の事業（取組）で他の補助金を申請されている場合は、記入不要**です。

① 京都府、国、その他団体等の補助金

団体名	補助金名	補助金交付(予定)額
京都府	伝統産業生産基盤支援事業費補助金	円
		円
		円
合 計		(B) 円

② 京都市伝統産業設備改修等補助制度

補助金名	補助金交付額
京都市伝統産業設備改修等補助制度	円
合 計	(C) 円

**【注意】**

- ・ 特定の事業を補助するものではない給付金額は除きます。
- ・ (B) 補助金交付(予定)額の合計が、(A) 事業経費の合計を上回ることのないよう、御注意ください。

(4) 補助申請額

**【注意】** (A)(B)(D)は千円未満の端数は切り捨てず、(E)欄に記載の際に千円未満を切り捨てて記載してください。

(A) 円	－	(B) 円	=	(D) 円
(D) 円	×	補助率 2 / 3	=	(E) , 000円 千円未満切り捨て
(E) 円	－	(C) 円	=	(F) 円





(3) 収入

本補助金に申請されている事業で、重複して他の補助金を申請されている場合に、補助金交付（予定）額を記入してください。**本補助金の申請内容以外の事業（取組）で他の補助金を申請されている場合は、記入不要**です。

① 京都府、京都市、国、その他団体等の補助金

団体名	補助金名	補助金交付(予定)額
		円
		円
		円
合 計		(B') 円

**【注意】**

- ・ 特定の事業を補助するものではない給付金類は除きます。
- ・ (B') 補助金交付（予定）額の合計が、(A') 事業経費の合計を上回ることのないよう、御注意ください。

(4) 補助申請額

**【注意】** (A') (B') (C') は千円未満の端数は切り捨てず、(D') 欄に記載の際に千円未満を切り捨てて記載してください。

(A') 円	-	(B') 円	=	(C') 円
(C') 円	×	補助率 2 / 3	=	(D') , 000円 <b>千円未満切り捨て</b>

**3 補助申請額（1 + 2の合計）**

(F) 1の申請額 円	+	(D') 2の申請額 円	=	(G) 円
----------------	---	-----------------	---	----------

計算方法	補助申請額
(G)、または200万円のうち低い額	, 000円

(京都市記入欄)

京都市伝統産業生産力向上支援事業補助金 交付副申書

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
組合等の主たる事務所の所在地 〒	組合等の名称及び代表者名   電話 (      )      -

京都市伝統産業生産力向上支援事業交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付について副申します。

記

副申対象申請者	
申請者について	<input type="checkbox"/> 申請者は当該組合の組合員である。 <input type="checkbox"/> 申請者は組合員ではないが、産地振興に必要と認め、組合として副申する。
補助事業内容	
産地組合として副申する理由	事業の必要性（生産力向上に資する事業内容かどうか） （例：商品の生産数増加に繋がる、品質向上に繋がる、新商品開発に不可欠など）

※この様式は、必ず産地組合等が御記入ください。また、様式の控えを組合にて保管ください。

京都市伝統産業生産力向上支援事業補助金 事前着手届

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地 〒	申請者の名称（屋号）及び代表者名  電話（ ） -

標記の事業について早期に着手したいので、京都市伝統産業生産力向上支援事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

補助事業内容	
着手予定年月日	年 月 日
交付決定前の着手を必要とする理由	
交付決定前に係る条件等	<p>なお、本件については、下記条件を了承し、今後交付決定がなされなかった場合においても異議を申し立てません。（チェックを入れてください。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業主体が負担すること。</li> <li><input type="checkbox"/> 補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。</li> <li><input type="checkbox"/> 当該事業については、着手から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。</li> </ul>

## 京都市伝統産業生産力向上支援事業補助金 変更承認申請書

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地 〒	申請者の名称（屋号）及び代表者名  電話（ ） -

令和 年 月 日付け京都市指令 第 号をもって交付決定通知があった上記の補助事業の計画を、下記のとおり変更したいので、京都市伝統産業生産力向上支援事業補助金交付要綱第10条第1項の規定に基づき、承認を申請します。

## 記

変 更 の 理 由
-----------

	変更前	変更後
変 更 の 内 容		
事業完了予定日	年 月 日	年 月 日
総事業費 (税抜額)	円	円
補助金額	(交付決定額) 円	(変更額) 円
添 付 書 類	①変更後事業予算書 ②変更後の見積書及び見積明細書の写し → <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">省略可</span> ③その他、変更の内容を確認できる書類（ ）  1（令和5年度伝統産業設備改修等補助制度における補助事業）のみを申請、かつ「京都市伝統産業設備改修等補助制度変更承認申請書（第5号様式）」に添付書類を添えて提出している場合、上記②の添付書類を省略することができます。	
担当者名	日中連絡が取れる電話番号（ ） -	

補助対象経費 (税抜額)	(市記入欄) 円	(市記入欄) 円
-----------------	-------------	-------------

## 変 更 後 事 業 予 算 書

	経 費 内 訳	金 額 (税抜額)	支 払 先 等
支 出 の 部	1 (令和5年度伝統産業設備改修等補助制度における補助事業)	円	
	2 (新たな設備改修等事業)		
	合 計		

	区 分	金 額 (税抜額)
収 入 の 部	市補助金	円
		京都市伝統産業設備改修等補助金
	京都市伝統産業生産力向上支援補助金	
	府 補 助 金	
	国 庫 補 助 金	
	自 己 負 担 金	
	合 計	

京都市伝統産業生産力向上支援事業補助金 中止・廃止承認申請書

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地 〒	申請者の名称（屋号）及び代表者名   電話（ ） -

令和 年 月 日付け京都市指令 第 号をもって交付決定通知があった上記の補助事業を下記の理由により廃止（中止）したいので、京都市伝統産業生産力向上支援事業補助金交付要綱第10条第3項の規定に基づき、承認を申請します。

記

廃止（中止）する補助事業内容	
廃止（中止）する理由	
担当者名	日中連絡が取れる電話番号（ ） -

京都市伝統産業生産力向上支援事業補助金 実績報告書

(宛先) 京都市長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地 〒	申請者の名称（屋号）及び代表者名   電話（ ） -

令和 年 月 日付け京都市指令 第 号をもって交付決定通知を受けた  
上記補助事業を完了しましたので、京都市伝統産業生産力向上支援事業補助金交付要綱  
第11条の規定に基づき、下記のとおり実績を報告します。

記

補助事業内容		
事業着工日 及び完了日	着工日 年 月 日	完了日 <sup>※1</sup> 年 月 日
総事業費 (税抜額)	円	
補助交付決定額 <sup>※2</sup>	円	
添付書類	①事業決算書 ②請求書及び請求明細書の写し ③領収書又は振込明細の写し ④事業の完了を証明する写真 (改修の対象が複数ある場合はそれらすべての写真を提出すること。) ⑤その他市長が必要と認め指示する書類 ( )	
	} 省略可  1 (令和5年度伝統産業設備改修等補助制度における補助事業)のみを申請、 かつ「京都市伝統産業設備改修等補助制度実績報告書(第8号様式)」に添付書類を 添えて提出している場合、上記②③④の添付書類を省略することができます。	
担当者名	日中連絡が取れる電話番号( ) -	

※1 工事代金の支払いが完了した日もしくは実際の工事が完了した日のいずれか遅い方の日付を記入してくだ  
さい。

※2 実際の工事により、総事業費もしくは補助対象経費に変動があり、補助金額が当初の交付決定額を下回る  
場合には、減額後の補助金申請額を記入してください。

補助対象経費 (税抜額)	(市記入欄)   円
-----------------	---------------------

# 事 業 決 算 書

	経 費 内 訳	金 額 (税抜額)	支 払 先 等
支 出 の 部	1 (令和5年度伝統産業設備改修等補助制度における補助事業)	円	
	2 (新たな設備改修等事業)		
	合 計		

	区 分	金 額 (税抜額)		
収 入 の 部	市補助金	京都市伝統産業設備改修等補助金	円	
		京都市伝統産業生産力向上支援補助金		
	府 補 助 金			
	国 庫 補 助 金			
	自 己 負 担 金			
	合 計			

※ 事業経費の支払いに当たっては、振込手数料は申請者が負担してください。事業経費から振込手数料分を差し引いての振込は認められません。



第7号様式（第13条関係）

京都市伝統産業生産力向上支援事業補助金 取得財産等処分承認申請書

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の所在地 〒 京都市	申請者の名称（屋号）及び代表者氏名  電話（ ） -

京都市伝統産業生産力向上支援事業補助金交付要綱第13条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

取得財産の種類	
取得年月日	
取得価額	円
補助金交付額	円
処分の方法	<input type="checkbox"/> 転用 <input type="checkbox"/> 譲渡 <input type="checkbox"/> 交換 <input type="checkbox"/> 抵当権の設定 <input type="checkbox"/> 取壊し <input type="checkbox"/> 廃棄
処分の理由	
添付書類	<input type="checkbox"/> 現況のわかる写真や資料等 <input type="checkbox"/> その他、市長が特に必要と認める書類（ ）

京都市伝統産業生産力向上支援事業補助金 概算払請求書

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地 〒	申請者の名称（屋号）及び代表者名   電話（ ） -

令和 年 月 日付け京都市指令 第 号をもって交付決定通知を受けた事業の概算払いを受けたいので、京都市伝統産業生産力向上支援事業補助金交付要綱第14条の規定に基づき、下記のとおり補助金の概算払を請求します。

記

補助事業内容	
事業実施期間	
補助金交付予定額	円
受領済補助金額	円
概算払請求額	円
補助金交付残額	円